

議案第40号

令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和6年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,609,916千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		794,652 ^{千円}
	1 使 用 料	794,651
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		31,949
	1 財 産 売 払 収 入	2
	2 財 産 貸 付 収 入	31,947
3 繰 入 金		439,855
	1 繰 入 金	439,855
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		305,459
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑 入	305,458
6 市 債		38,000
	1 市 債	38,000
歳 入 合 計		1,609,916

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,157,356 <small>千円</small>
	1 運 営 費	989,238
	2 施 設 整 備 費	168,118
2 公 債 費		447,560
	1 公 債 費	447,560
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,609,916

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
機 能 強 化 事 業 費	令和6年度から 令和38年度まで	千円 66,512,933

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
南 部 市 場 施 設 整 備 事 業	千円 38,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。